

平成 20 年 7 月 23 日

都市分権政策センター「都市自治体に対する国の関与・規制と財源措置等に関する
プロジェクト・チーム（平成 20 年度）」について

(財)日本都市センター研究室

1. プロジェクト・チーム設置の趣旨

本プロジェクト・チームは都市分権政策センター設置要綱第 5 条に基づいて、具体的な研究を実施するために設置するものであり、研究の趣旨は以下の通りである。

前年度に引き続き、都市自治体に対する国の関与・規制として依然残されているもの及び新しく生じているもの、また都市自治体に対する国の財源措置が実態的に不十分で財政上の自由度を圧迫しているものなどについて、実情を整理・検証し、今後の地方分権改革の議論の材料とする。

2. プロジェクト・チームにて実施する調査研究の方法

- (1) 自治体における実際の経費と国の財源措置から、財政上の自由度を検証する。
- (2) 法令による規制や通達等による事実上の規制から、国の関与について検証する。

3. プロジェクト・チームの成果物

調査研究の成果は適宜集約し、今後の地方分権改革の議論の材料とする。